都道府県におけるへき地医療を担う医師の育成状況について

①へき地に勤務することを義務づけた地域枠等の実施状況

平成21年7月31日現在

							平成21年7月31日現在
	都道府県名			へき	地の地域枠等の実施	状況 	
	都 道	府県		(1)へき地に勤務する ことを義務づけた地元 医大の地域枠の有無	(2)へき地に勤務する ことを義務づけた奨学 金制度の有無	(3)都道府県が出資す る、へき地関係寄付講 座(地元医大)の有無	備考
1	北	海	道	×	×	×	地域枠、奨学金に「へき地」に関する規定なし
2	青	森	県	×	×	×	
3	岩	手	県	×	×	×	義務づけはしていないが、県内にへき地が多いため、へき地医療に従事する者は必然的に多くなるものと見込まれるとのこと。
4	宮	城	県	×	×	×	
		H	県	×	×	×	
6		形	県	×	0	×	
		島	県	×	0	×	
		城	県	×	×	×	
9		木	県	×	×	×	
		馬	県	×	×	×	
11		玉	県	,.			へき地なし
12		葉	県				へき地なし
				0	0	×	
13		京	都	0	0	*	a ±44.7×1
	神系						へき地なし
15		潟	県	0	0	×	
16		山	県	×	×	×	
17		Л.	県	×	×	0	地域枠、奨学金に「へき地」に関する規定なし。寄付府講座に対する21年度予算 30,000千円
18		#	県	×	×	×	
19		梨	県	×	×	×	
20	長	野	県	×	×	×	
21	岐	阜	県	×	×	0	奨学金に「へき地」に関する規定なし。寄付講座に対する21年度予算20,000千円
22	静	岡	県	×	×	×	
23	愛	知	県	×	×	×	寄附講座ではないが、へき地医療研修会を毎年開催し、へき地医療に対する動機付けを行っている。
24	Ξ	重	県	×	0	0	
25		賀	県	×	×	×	
26	京	都	府	0	0	×	
27	大	阪	府				へき地なし
28	兵	庫	県	×	0	0	
29	奈	良	県	×	0	×	
30	和哥	次 山	県	0	0	×	
31	鳥	取	県	×	×	×	
32	島	根	県	0	0	×	地域医療講座に県の財政負担なし
33	岡	山	県	×	×	×	地域枠、奨学金に「へき地」に関する規定なし。
34	広	島	県	0	0	×	
35	山		県	0	0	0	寄付講座に対する平成21年度予算25,000千円
36	徳	島	県	×	0	0	※地域特別枠があり、この枠で入学した者は右の修学資金貸与が受けられ、結果的にへき地勤務に従事することになる。しかし、この制度自体にへき地勤務が 義務付けられてはいない。
37	香	Ш	県	×	×	×	奨学金に「へき地」に関する規定なし。
38	愛	媛	県	0	0	0	寄付講座に対する平成21年度予算32,000千円
39	高	知	県	×	×	0	地域枠、奨学金に「へき地」に関する規定なし。寄付講座に対する平成21年度予算25,000千円
40	福	岡	県	×	×	×	
41	佐	賀	県	×	×	×	
42	長	崎	県	×	0	0	地域枠に「へき地」に関する規定なし。寄付講座に対する平成21年度予算20,000千円
43	熊	本	県	×	×	0	
44	大	分	県	0	0	×	
45	宮	崎	県	×	0	×	
46	鹿児	見 島	県	0	0	×	鹿児島大学への委託事業としてセミナーを実施
47	沖	縄	県	0	0	×	
Γ	$O_{J}\sigma$	合計		11	19	10	
					•		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

②へき地勤務を義務づけた奨学金等を利用した卒業生のへき地勤務状況

※地域枠及び奨学金制度が存在すると回答した都道府県への追加調査

都证	道府り	π 10	①へき地勤務の義務付けの奨学金制度・地域枠を利用した卒業生が 医師(研修医含む)として貴都道府 県で働いていますでしょうか?ある 場合は〇を、無い場合は×を選ん	②へき地勤務義務付けた制度 を活用した卒業生は、貴都道	③②でご回答いただきました卒業 生のうち、へき地において短期間 も含め勤務した医師は何人おられ るでしょうか?(人)	備考
山	形	県	でください。		3	
福	島	県	0	2	0	※当然免除に係る勤務期間外
	京	都	×	0	0	X = 18.55 18.62 13.74 13.74
	温	県	^ O	1	0	現在臨床研修中
	重		0	6	0	・三重県では、三重県医師修学資金制度があり、制度を利用した卒業医師は6名おります。ただ、6名は、臨床研修2年目が1名、臨床研修2年目が1名、臨床研修2年目が5名で、臨床研修を終了した医師はまだおりません。・地域枠は三重大学において、平成18年4月入学の学生から導入されたため、地域枠の卒業生はまだおりません。・三重県医師修学資金制度では、へき地勤務義務のあるへき地コースと、へき地勤務義務のない。県内勤務医コースがあり、コース選択は、貸与の際に決定するのではなく、臨床研修2年目に行うこととしています。そのため、現在卒後2年目の臨床研修医もまだどちらのコースも選択していないため、純粋なへき地勤務義務のある卒業生医師はまだおりません。・三重大学では、地域枠の学生に対してへき地勤務は義務付けておりません。
京	都	府	0	2	0	2人とも他県で研修中
和	歌山	県	×	0	0	
兵	庫	県	0	62	60	
奈	良	県	×	0		卒業生はまだいない
島	根	県	0	8	2	5人は初期研修医で今後へき地にて勤務予定。 1名が島根大学附属病院で勤務中(現在県内勤務中で、 来年度へき地勤務予定)
広	島	県	0	2	0	現在研修医1年目(県外1人 県内1人)
山		県	×	0	0	
徳	島	県	0	2	0	②の2人は5年次より修学資金を受け、県内勤務義務付けが3年であるため、へき地で勤務することはない。(へき地勤務は5年目以降)
愛	媛	県	×	0	0	
大	分	県	×	0	0	
長	崎	県	0	32	28	※これまでに修学資金を貸与した者(現学生を除く)122 人 ※うち現在勤務中の医師32人 ※義務終了後、退職した者及び中途離脱した者の所在地 は把握していません。 ※③は②から研修医を除いた数
宮	崎	県	0	5	1	※現時点では卒後1~2年目の研修医が5名おり、早ければ来年度からへき地への派遣が可能である。 臨床研修2年目 1名、臨床研修1年目 5名 ※②は自治医大卒業生を除く ※③は臨床研修プログラムの地域医療実習
鹿	児島	,県	×	0	0	
沖	縄	県	0	8	0	
	合計		12	133	94	

③へき地医療を担う医学生等に対する特別のカリキュラム等の設定について

※地域枠、奨学金、講座があると回答した都道府県に対する追加調査

			へき地勤務の義務づけのある地域枠について		へき地勤務の義務づけのある奨学金について		都道府県が出資するへき地関	関係寄付講座の内容について	備考
都	道府	「県:	地域枠で入学した学生には、 一般枠で入学した学生との 間で、在学中に取り扱いの区 別はありますか?ある場合 は〇を、無い場合は×を選ん でください。	有りの場合、その内容を書い てください。	奨学金を受けた学生には、その他の学生との間で、在学中に取り扱いの区別はありますか?ある場合は〇を、無い場合は×を選んでください。	有りの場合、その内容を書い てください。	へき地や離島実習がカリキュ ラムに含まれていれば、〇を 無い場合は×を選んでくださ い。【学部生】	修プログラムに含まれていれ	
山	形	; !	_		0	年1回、夏季休暇を利用した 病院実習に参加していただく ことにしている	-	-	
福	島	<u> </u>	_		×		-	-	
東	京	Į į	Т	・都の地域医療についての講 義(一般学生も含む) ・島しょ研修の実施	0	・都の地域医療についての講義(一般学生も含む) ・島しょ研修の実施	×	×	
新	潟		×		×		ı	-	
石	JI	!	_		-		0	検討中	
岐	阜	<u>.</u> j	_		-		×	×	
Ξ	重	<u>į</u> į	_		×		×	×	
京	都	3 ,	₹ ×		×		-	-	
兵	庫	<u>i</u> ļ	_		0	毎年夏に開催するへき地等 での研修会への参加	0	×	
奈	良	į į	_		×		-	1	
和	歌	山!	×		×		-	-	
島	根	!	× ×		×		-	-	
広	島		, ×	〇県が主催する地域医療セミナーに地域枠の学生は強制参加、他の学生は任意参加。 〇1年生後期の病棟早期体験実習で、一般枠の学生にはない「地域医療」枠1日を検討中。 ※いずれも区別とはまでは言えないと考えている。	×	同左	-	-	

				へき地勤務の義務づけ	かある地域枠について	へき地勤務の義務づけ	のある奨学金について	都道府県が出資するへき地間	関係寄付講座の内容について	備考
Ш		П	県	×		×		×	×	【問2関係】 県は年1回貸付学生の意識付けや県医療事情周知の機会設けている。 大学では奨学金によらず、全学生が地域医療に関心を持つ教育を推進するスタンス。
徳		島	県	-		×		0	0	
愛	į	媛	県	0	一般枠生に先駆けて、低学 年時から、地域実習をカリ キュラムに組み込んでいる。	0	一般枠生に先駆けて、低学 年時から、地域実習をカリ キュラムに組み込んでいる。	0		本県の寄附講座(地域医療学講座) は、臨床研修まで射程に含めたものでは ない。
高	:	知	県	-		-		0	×	
長	ı	崎	県	-		×		0	×	
熊	:	本	県	_		-		×	×	
大		分	県	×		×		-	-	
宮	ı	崎	県	-		0	・県が主催する夏季医学生 へき地医療実習体験事業へ の参加義務付け ・宮崎大学医学部講座(高校 生向けの説明会)の協力	-	-	
鹿	児	島	県	×		×		ı	_	
沖	i	縄	県	0	離島実習を必須化 (その他学生は選択) 県の離島医療セミナーへ優 先的に参加できる	0	離島実習を必須化 (その他学生は選択) 県の離島医療セミナーへ優 先的に参加できる	-	-	
	£	計		3		6		6	1	

厚生労働省医政局指導課救急・周産期医療等対策室調べ

※上記「指定地域」について、本調査ではへき地以外も含むものとする。

数3									*
2 青森県 ○ (特別枠)支援期間×1.5倍 (一般枠)支援期間×1倍 (学士枠)支援期間×1.5倍 (学士枠)支援期間×1.5倍 (学士枠)支援期間×1.5倍 (学士枠)支援期間×1.5倍 (学士枠)支援期間×1.5倍 (学士枠)支援期間×1.5倍 (学士枠)支援期間×1.5倍 (要素 環 県 ○ (事務・保証・経験・ で		à	都道	首府	県名	義務付け奨 学金の有無	付を受けられる最高年	義務付け奨学金の義務年限の計算方法	
2 青森県 ○ (特別枠)支援期間×1.5倍 (一般枠)支援期間×1.6倍 (学士枠)支援期間×1.5倍 3 岩 手県 〈青森県医師修学資金〉支援期間×1.5倍 4 宮 城県 ○ ③臨床研修2年目まで 貸付年数と同年数(臨床研修期間含む) 5 秋 田県 ○ ⑥医学部6年次まで 貸与期間の1.5倍 6 山 形県 ○ ⑥医学部6年次まで 貸与期間の1.5倍 7 福島県 ○ ⑥医学部6年次まで 貸与期間の1.5倍 0 福島県県立病院医師修学資金 奨サた年数×1 (福島県駅立病院医師確保修学資金 奨学金を受けた年数×1.5 (第1種)契学金を受けた年数×1.5 (第2種)契学金を受けた年数×1.5 (第2種)契学金を受けた年数×1.0倍 (2月額15万円の場合 奨学金を受けた年数×1.5倍 8 茨城県 ○ ⑥医学部6年次まで 奨学金を受けた年数×1.5倍 9 栃木県 ○ ⑥医学部6年次まで 奨学金を受けた年数×1.5 (初期臨床研修期間を除く) 10 群馬県 ○ ⑥医学部6年次まで 奨学金を受けた年数×5/3	1	-	北	海	道				
(s) 医学部6年次まで 大護期間×1.5倍 大護期間×1.5倍 大護期間×1.5倍 大護期間×1.5倍 大護期間×1.5倍 大護期間×1.5倍 大護期間×1.5倍 大護期間×1.5倍 大護期間×1.5倍 大護和田県 ○ (s) 医学部6年次まで (s) E	2	-	吉	杰	E	0		(特別枠)支援期間×1.5倍 (一般枠)支援期間×1倍	
4 宮 城 県 〇 ⑧臨床研修2年目まで 貸付年数と同年数(臨床研修期間含む) 5 秋 田 県 〇 ⑧臨床研修2年目まで ・医学生 奨学金を受けた年数×1.5 ・臨床研修医 奨学金を受けた年数×1.5 ・ は 形 県 〇 ⑥医学部6年次まで 貸与期間の1.5倍 ○福島県県立病院医師修学資金 奨学金を受けた年数×1.0福島県へき地医療医師確保修学資金 奨学金を受けた年数×1.5 【第1種]奨学金を受けた年数×1.5 【第2種]奨学金を受けた年数×1.5 【第2種]奨学金を受けた年数×1.5 【第2種]奨学金を受けた年数×1.5 日		ľ	Н	**	ж	J	⑥医学部6年次まで		
5 秋 田 県 O ⑧臨床研修2年目まで・臨床研修医 奨学金を受けた年数×1.5 ・ 臨床研修医 奨学金を受けた年数 6 山 形 県 O ⑥医学部6年次まで 貸与期間の1.5倍 7 福 島 県 O ⑥医学部6年次まで 〇福島県県立病院医師修学資金 奨学金を受けた年数×1 〇福島県県党医師確保修学資金 (第1種)契学金を受けた年数×1.5 【第2種]契学金を受けた年数×1.5 【第2種]契学金を受けた年数×1.0倍 ②月額10万円の場合 奨学金を受けた年数×1.0倍 ②月額15万円の場合 奨学金を受けた年数×1.5倍 9 栃 木 県 O ⑥医学部6年次まで 奨学金を受けた年数×1.5(初期臨床研修期間を除く) 10 群 馬 県 O ⑥医学部6年次まで 奨学金を受けた年数×5/3	3	-N	岩	手	県				
5 秋 田 県 ○	4	7	宮	城	県	0	⑧臨床研修2年目まで	貸付年数と同年数(臨床研修期間含む)	
7 福島県 〇福島県県立病院医師修学資金	5	7	秋	田	県	0	8臨床研修2年目まで		
奨学金を受けた年数×1 ○福島県へき地医療医師確保修学資金 奨学金を受けた年数×1 ○福島県緊急医師確保修学資金 第1種1奨学金を受けた年数×1 ○福島県緊急医師確保修学資金 第1種1奨学金を受けた年数×1 5 1 1 1 1 1 1 1 1	3	L	Щ	形	県	0	⑥医学部6年次まで	貸与期間の1.5倍	
8 茨 城 県 〇 ⑥医学部6年次まで 要学金を受けた年数×1.0倍 2月額15万円の場合 要学金を受けた年数×1.5倍 9 栃 木 県 〇 ⑥医学部6年次まで 要学金を受けた年数×1.5(初期臨床研修期間を除く) 10 群 馬 県 〇 ⑥医学部6年次まで 要学金を受けた年数×5/3 11 埼 玉 県 ×	7	ł	福	島	県	0	⑥医学部6年次まで	奨学金を受けた年数×1 〇福島県へき地医療医師確保修学資金 奨学金を受けた年数×1 〇福島県緊急医師確保修学資金 【第1種]奨学金を受けた年数×1.5	
10 群 馬 県 O ⑥医学部6年次まで 奨学金を受けた年数 × 5/3 ~ 11 埼 玉 県 ×	3	N.V.	茨	城	県	0	⑥医学部6年次まで	奨学金を受けた年数×1.0倍 ②月額15万円の場合	
11 埼 玉 県 ×	9	ł	栃	木	県	0	⑥医学部6年次まで	奨学金を受けた年数×1.5(初期臨床研修期間を除く)	
	0	1	群	馬	県	0	⑥医学部6年次まで	奨学金を受けた年数 × 5/3	I T
12 千 葉 県 ×	1	ţ	埼	玉	県	×			
	2	=	Ŧ	葉	県	×			
13 東 京 都 O ⑥医学部6年次まで 奨学金貸与期間×1.5	3	-	東	京	都	0	⑥医学部6年次まで	奨学金貸与期間×1.5	
		L							7
14 神奈川県	4	1	神	奈丿	県				
15 新 潟 県	5	Ä	新	澙	県				

* ※青森県では、弘前大学の医学部生(主に青森県出身者)を対象とした「弘前大学医師 修学資金」と県外医学部生(青森県出身者)を対象とした「青森県医師修学資金があり ます。

このうち、大学が設置する「地域枠」と連動するものは、「弘前大学医師修学資金」の「学士枠」のみです。(弘前大学 学士入学「青森県内枠」と連動。)

上記の奨学金(群馬大学医学部地域医療枠(群馬県緊急医師確保修学資金制度))のほかに、小児科、産婦人科、麻酔科等の特に医師不足の深刻な診療科の 医師を志す方を対象とした奨学金制度も設けています。

√ (なお、対象者は、①研修医(初期臨床研修医、後期研修医)、および②大学院生

_ となっております)

•東京都地域医療医師奨学金(特別貸与奨学金)

対象…順天堂大学又は杏林大学が行う東京都地域枠入学試験に合格した、入学した者

貸与期間・・・6年次まで

─ 返還免除条件···医師免許取得後、小児医療、周産期医療、救急医療、へき地医療のいずれかの領域で貸与期間の1.5倍の期間、東京都が指定する医療機関に医師として従事すること

_			_			
	都证	鱼府県	具名	義務付け奨 学金の有無	義務付け奨学金の給付を受けられる最高年次について	義務付け奨学金の義務年限の計算方法
16	富	Ш	県	0	⑥医学部6年次まで	特定診療科枠(小児科、産科、麻酔科、救急科、総合診療科) 奨学金を受けた年数×1.5倍 公的病院枠 奨学金を受けた年数×2倍
17	石	Ш	県			
18	褔	井	県	0	⑥医学部6年次まで	臨床研修および医師としての勤務した期間の合計が9年間
19	Щ	梨	県	0	⑥医学部6年次まで	1種(医学部在学者) 2種(山梨大学医学部在学者のみ):給付期間の3/2に相当する期間以上 3種(山梨大学大学院在学者のみ):3年以上の期間
20	長	野	県			
21	岐	阜	県	0	⑥医学部6年次まで	第1種修学資金・・・修学資金貸付年数×1.5 第2種修学資金・・・修学資金貸付年数と同期間(貸付期間が2年未満の場合は2年)
22	静	岡	県			
23	愛	知	県	0	⑥医学部6年次まで	奨学金を受けた年数×1.5(臨床研修期間を含む)
24	Ξ	重	県	0	⑥医学部6年次まで	貸与年数にかかわらず、 〇県内勤務医プログラム:県内10年勤務(へき地義務なし) 〇へき地プログラム: ・小児科、産婦人科コース 県内6年勤務(へき地勤務2年) ・内科、外科コース 県内7年勤務(へき地勤務4年)
25	滋	賀	県	0	⑥医学部6年次まで	①緊急医師確保対策に基づく医学部増員に対する奨学金; 奨学金貸与年数×1.5倍 倍 ②県単独事業(産科、小児科または麻酔科に就くことを条件); 4年間の奨学金貸与に対し、5年間の義務年限
26	京	都	府	0	上限なし	奨学金を受けた年数×1
27	大	阪	府	0	8臨床研修2年目まで	奨学金を受けた年数×1.5
28	兵	庫	県	0	⑥医学部6年次まで	奨学金を受けた年数(=6年間に限る)×1.5
20	本	良	旧	0	⑥医学部6年次まで	奨学金を受けた年数×1.5
23	亦	R	ᅲ	0	臨床研修2年目までに 学生が希望する年次 (1年次でも複数年次で	奨学金を受けた年数×1.5
30	和	歌山	県	0	⑥医学部6年次まで	奨学金の貸与期間×1.5倍
31	鳥	取	県	0	⑥医学部6年次まで	緊急医師確保対策奨学金(鳥取大学特別養成枠) ・貸付期間×1.5倍の期間を県職員として、知事の指定する県内医療機関に勤務
32	阜	根	厚	0	⑥医学部6年次まで	奨学金を受けた年数×1 (医学生地域医療奨学金)
02	д	110	Ж	0	⑥医学部6年次まで	奨学金を受けた年数×1.5 (緊急医師確保対策奨学金)
33	岡	Ш	県	0	⑥医学部6年次まで	奨学金を受けた年数×1.5倍

※「地域を指定」ではなく「(へき地等の)医療機関を指定」しており、対象に「知事が指定する医療機関」を含む

※奨学金を受ける年数は医学部入学時から6年次までに限る(留年した場合は貸与しない)

これらの他、島根大学医学部に在学する1年から5年までの医学生に対し、連続する2年度内に2回を限度に貸与する制度もあり。(義務年限は6年間)

	都追	鱼府!	1 名	義務付け奨 学金の有無	義務付け奨学金の給付を受けられる最高年次について	義務付け奨学金の義務年限の計算方法
34	広	島	県	0	⑥医学部6年次まで	奨学金貸付期間の2倍に相当する期間内(返還猶予期間)に, 奨学金貸付期間の1.5倍(必要従事期間), 広島県内の公的医療機関等に従事し, 必要従事期間の1/2に相当する期間, 次のいずれかに従事した場合。 ① 中山間地域の公的医療機関等 ② 別途知事が指定する診療科
35	山	П	県	0	⑥医学部6年次まで	奨学金(修学資金)の貸与年数×1.5倍 (前提) 〇 卒業2年以内の医師免許取得 〇 臨床研修終了後にカウント開始。貸与年数の2倍期間内で。
36	徳	島	県	0	⑥医学部6年次まで	修学資金貸与期間の1.5倍
37	香	Ш	県	0	⑥医学部6年次まで	奨学金を受けた年数×1.5
0.0		⊥ 755	ī.	0	⑥医学部6年次まで	9年間
38	叜	媛		0	⑨その他(大学5年~ 後期臨床研修期間の うち、2年若しくは3年	奨学金を受けた年数と同期間
39	高	知	県	0	⑧臨床研修2年目まで	奨学金を受けた年数×1.5
40	福	岡	洏	×		
41	佐	賀	県	×		
42	長	崎	県	0	⑥医学部6年次まで	奨学金を受けた年数×2(専門課程から貸与の場合は1.5倍)
43	熊	本	県	0	⑥医学部6年次まで	貸与期間の1.5倍に相当する期間
44	大	分	県			
45	宮	崎	県	0	⑥医学部6年次まで	貸与を受けた年数×1.0
46	鹿!	見 島	県	0	⑥医学部6年次まで	※貸与の種別により違う。以前送付した貸与制度一覧のとおり 条例上は 1年次入学者は初期臨床2年+実務研修1年+勤務6年 2年次入学者は初期臨床2年+実務研修1年+勤務4年 5・6年生枠は初期臨床研修2年+貸与期間
47	沖	縄	県	0	⑥医学部6年次まで	県内の臨床研修指定病院にて初期臨床研修修了後、引き続き専門研修を3年以内で 修了し、下記の期間勤務 ・貸与期間 6年 :4年勤務 ・貸与期間 5年~4年:3年勤務 ・貸与期間 3年 :2年勤務

佐賀県では特定の診療科(不足診療科)の勤務を条件とした奨学金のみであるため、(1)は「×」で回答しています。

- 1. 勤務期間には臨床研修期間(2年間)を含みます。
- 2. 勤務期間中に、大学院への進学、傷病、災害などやむを得ない理由により指定された医療機関での勤務が一時的に困難になった場合は、承認を得ることにより、継続して当該勤務に従事したものとみなします。ただし、その期間は当該勤務期間に算入しません。3. 貸与期間の1. 5倍に相当する期間を計算する場合において、1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定するものとします。

※厚生労働省医政局指導課教急・周産期医療等対策室調べ ※平成21年9月16日回答分